

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

那賀町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

徳島県那賀郡那賀町

3 地域再生計画の区域

徳島県那賀郡那賀町の全域

4 地域再生計画の目標

現在、日本全体が人口減少社会に突入し、深刻な問題となっている。那賀町においても、1955（昭和 30）年の 24,713 人をピークに減少を続け、2010（平成 22）年には 9,318 人、また 2015（平成 27）年には 8,402 人と、ピーク時と比較して 66%減少している。このまま減少が続くと 2040（令和 22）年には 3,860 人、2060（令和 42）年には 1,838 人になると予測されており、地域経済の縮小や地域としての機能低下が危ぶまれる。

このような課題を克服し地域活力の好循環を生み出すために、第 2 期那賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本的な 5 つの視点である、「若い世代の人口流出を防ぎます」、「関係人口（交流人口）の増加を図り、移住・定住を促進します」、「若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現します」、「誰もが活躍できる地域づくりを推進します」、「人口減少・超高齢社会等に対応し、持続可能なまちを目指します」を踏まえて、本計画で定める**地域再生を図るために行う**取組みを推進するとともに、本町が有する地域の特性や強みを生かした魅力を発信していくことにより、活力ある持続可能なまちづくりを進めていく。

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (2018年度)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	新規雇用創出数	—	5年間で 150人	基本目標1
イ	社会増減数	▲181人	2025年に 0人	基本目標2
	町内観光施設の利用者 数	320,000人	2025年に 350,000人	基本目標2
ウ	出生数	26人	2025年に 26人	基本目標3
エ	災害時に迂回路として 重要となる町道の整備	0工区	5年間で 3工区増	基本目標4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

地域活力好循環推進事業

ア 安定して働き続けることができる那賀町における「しごと」の創生事業

イ 那賀町への新しいひとの流れをつくる事業

ウ 那賀町が若い世代の定住・結婚・出産・子育てに希望が持てる地域となる事業

エ 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地

域を連携する事業

② 事業の内容

ア 安定して働き続けることができる那賀町における「しごと」の創生事業

農・林・商業等、分野横断的な創業・雇用等の支援及び体制面の強化を推進し、新たな雇用の創出や既存事業の促進による地域の活性化を図る。また、Society5.0の実現に向けた技術等、新しい形での雇用の創出にも努め、地域の経済力強化を目指す。

イ 那賀町への新しいひとの流れをつくる事業

住宅整備や空き家改修等を促進し、「暮らしてみたい」と思う環境整備を進めるとともに、情報発信等を積極的に行い、那賀町への関心を高める。また、町内外のひとが交流できる拠点の整備や多種多様な体験計画の拡充等により交流人口及び関係人口の創出・拡大に努める。ひいては、移住・定住につなげ、地域社会への人口の還流・定着を目指す。

ウ 那賀町が若い世代の定住・結婚・出産・子育てに希望が持てる地域となる事業

「子どもがのびのび育つ町」を推進し、定住・結婚・出産・子育ての希望をかなえる支援を行い、住民の子育て環境の充実はもちろん、子育て世代の移住促進を目指す。また、那賀町で育つ子どもが、近年のめまぐるしい社会情勢の変化に対応できるよう、ICT等新たな技術を用いた教育を推進するなど、先進的な教育・子育てにも取り組む。

エ 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する事業

世界的に掲げられる持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえ、集落間の連携強化、情報通信網の整備等の促進、消防団の強化や災害時の減災対策、医療・福祉体制整備等の強化、環境面への配慮等に努め、誰もが安心して暮らせる社会的、環境的、経済的に持続可能なまちづくりを目指す。

※ なお、詳細は第2期那賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

500,000 千円（2020 年度～2024 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

毎年度 6 月に、事業の終了後に必要な調査を行って状況の把握を行うとともに、「那賀町まち・ひと・しごと創生推進会議」において、事業の結果を検証し、翌年度以降の取り組みに反映する。検証後速やかに那賀町の WEB サイトで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで